

《令和5年度 茨城支部ニューズレター 第2号》

令和5年度第1回公開講座、第2回資格更新研修会が行われました。

1 日時：令和5年10月15日(日) 13:30～16:40

2 会場：Zoomによるオンライン開催

3 参加者：総数70名(会員51名、一般19名)

4 演題：『青年期・成人期における発達障害の診断や傾向のある方への支援～テクノロジーを活用した／しなくてもできる支援～』

5 講師：佐々木 銀河先生（筑波大学人間系准教授）

6 内容

日常生活において困難さを抱える青年期・成人期の方に支援をする上で、必要な知識と技能についてご講演をいただきました。

1. 青年期・成人期における発達障害の診断や傾向のある方を取り巻く現状と課題

(1) 障害者差別解消法とは

- ・民間事業者(私立大学等)の義務化を含む改正法の成立
 - ・合理的配慮の提供義務違反に該当する例について
- ⇒前例がないことを理由に対応を断ることなど

(2) 高校までと大学における支援の違い

- ・基本的に教育の本質的変更は行わない(評価基準を変更しない)
 - ・本人からの支援意思表示が必要
- (3) 受験上の合理的配慮について
- ・試験時間の延長やマークシートによるチェック解答、別室対応など
 - ・入試で合理的配慮を受けるためには、主治医の意見や心理検査結果など根拠となるものが必要
 - ・個別入試では、本人が自分で配慮を要求できることも重要

(4) 合理的配慮とは

本人からの「意思の表明」があり、「大学側の負担が過重でない」ときは合理的配慮を提供しなければならない。

⇒ただし、教育の本質において合理的配慮として変更可能な点と変更できない点があり、教育の本質を明確化する必要がある。

- ・教育的支援と合理的配慮の違い
- ・合理的配慮の提供が必要な学生とは

⇒①心身の機能の障害がある者で ②かつ、社会的障壁がある

- ・発達障害学生の合理的配慮の例

⇒5W1Hを明確にした説明、板書の写真撮影やPCによる筆記など

仮想事例をとおして、検討フローを活用した支援検討の方法や支援内容について教えていただいた。

(5) 障害学生を取り巻く雇用と進路

- ・大学における就職、キャリア支援は実施率が低い
- ・一般雇用枠か障害者雇用枠かの選択、就労支援機関の利用
- ・企業との共同研究による就業実態調査

障害の開示や就労移行支援など福祉サービス利用、その他の要因などと職場における職務満足度の関連を明らかにする目的で実施。

⇒課題：障害のある方への就労支援は、個人の満足度にはポジティブに働いているが、社会的待遇は低い状況である

- ・平等と公平の違いについて

2. テクノロジーを活用した／しなくてもできる支援

(1) 筑波大学での取り組みについて

- ・発達障害学生支援(RADD)についてのご紹介
- ・障害の有無によらない環境づくり

⇒事前的改善措置(不特定多数の障害学生を想定した環境の整備)により、授業に公平に参加できるようにする

- ・発達障害啓発マンガのご紹介
- ・ダボットプロジェクト

⇒障害の有無に関わらず、ユーザーの困りごとに対して対処法を自動提案するチャットボット(AIによる自動応答システム)

あえて障害に関する言葉を表示しないデザインになっている。

(2) アセスメントの重要性について

- ・支援の意思表示の困難

⇒本人に困り感がないと相談につながらず、支援を受けられない

障害の診断の有無に関わらず、修学上の困難感の「アセスメント」が重要

- ・相談への足場かけとしてのアセスメント

⇒“自分を知ること”が相談の足場かけになるケースもある

- ・学生の機能障害に応じた合理的配慮、機能障害の推定に関する検査一例について
- ・心理、知能検査の役割

⇒学生の自己理解、修学支援の方針立案、合理的配慮の根拠資料

(3) 学生グループ活動

“障害”という言葉を使わないグループと使うグループがある

⇒“障害”という言葉をあえて使うことで、制度や仕組みを知り、“障害”をより良く生きるための道具と捉えることを伝える。

(4) 障害のある学生のキャリア支援

- ・グループ活動や支援プログラムについてのご紹介
- ・就職では、「何が苦手か」ではなく「何が得意か」「何ができるか」が重要となる

(5) 支援の選択肢の拡大に対する対応について

- ・ノート、メモを取ることの困難
- ・試験上の困難
- ・レポート作成上の困難

- ・タスク、スケジュール管理の困難
- ・忘れ物への対応の困難
- ・やる気、集中力維持の困難
- ・会話、コミュニケーションの困難
- ・授業、活動参加自体の困難

⇒上記の困難さにおける支援ニーズ、アセスメントの観点、学生が工夫すること(教育的支援)、周囲の環境を調整すること(合理的配慮)について、それぞれ佐々木先生の観点でお話いただいた。

質疑応答の中で、必要な支援につなげるため、本人が青年期を迎える前に、私たち心理職にできることについて、「本人が自分に関心を持ち、他人に注意を払うようになった段階で、自己理解を深めるためのアプローチが必要である。」というお話がありました。将来必要な支援を受けられるようにするために、また、進学や就職においてより良い選択ができるようにするために、私たちは大切な役割を担っているのだと再確認することができました。

研修会の開催にあたり、ご尽力を賜りました皆様に、心より感謝申し上げます。

◆次回の研修会の予定について

令和5年度第2回公開講座、第3回資格更新研修会

日時：2024年2月18日(日) 時間未定

内容：仮『日本版 WISC - V 検査結果の解釈と指導支援』

講師：大六 一志先生

詳細が決まりましたらお知らせいたします。

(文責 松本一恵)